米子市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB実施要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、米子市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成28年4月1日施行)第16条の規定に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業(介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項に規定するサービス・活動事業をいう。)のうち同要綱第4条第1号イ(イ)に規定する通所型サービスB(以下「通所型サービス事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

- 第2条 通所型サービス事業を利用することができる者は、次のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 市内に住所を有する要支援者(介護保険法第7条第4項に規定する要支援者をいう。) であって、地域包括支援センターのケアマネジメントにより通所型サービス事業の利用の 必要性を認められたもの
  - (2) 市内に住所を有する事業対象者(介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号)様式第二に掲げるいずれかの基準に該当した者をいう。)であって、地域包括支援センターのケアマネジメントにより通所型サービス事業の利用の必要性を認められたもの
  - (3) 居宅要介護被保険者(介護保険法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。)であって、要介護認定を受ける日以前から継続的にサービス・活動事業(米子市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第4条第1号ア(ア)並びにイ(ア)及び(ウ)に規定するサービスを除く。)を利用する者のうち、地域包括支援センターのケアマネジメントにより通所型サービス事業の利用の必要性を認められたもの(第10条第9号において「継続利用要介護者」という。)
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、通所型サービス事業を実施する団体(以下「実施団体」という。)が適当と認める者

(実施団体の登録申請)

- 第3条 通所型サービス事業を実施しようとする団体は、米子市通所型サービスB実施団体登録申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 米子市通所型サービスB実施計画書(別記様式第2号)
  - (2) 市税等(米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱(平成18年4月1日施行)第2条に規定する市税等をいう。第5条第2項第4号において同じ。)の納付の確認に係る同意書

(実施団体の登録)

- 第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、その審査 の結果適当と認めるときは、当該申請に係る団体を実施団体として登録するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による実施団体の登録(以下「実施団体登録」という。)をしたとき は、当該実施団体に対し、米子市通所型サービスB実施団体登録通知書(別記様式第3号)

によりその旨を通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の審査の結果、実施団体登録をすることが適当でないと認めるときは、当該申請に係る団体に対し、米子市通所型サービスB実施団体登録申請却下通知書(別記様式 第4号)によりその旨及びその理由を通知するものとする。
- 4 実施団体登録の有効期間は、登録の日から同日の属する年度の翌々年度の末日までとする。 (実施団体の登録要件等)
- 第5条 実施団体登録をすることができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。
  - (1) 自治会及び自治会の組織内の団体
  - (2) 有志による市民団体
  - (3) ボランティア団体及び住民のボランティア活動を支援する団体
  - (4) 特定非営利活動法人
  - (5) 社会福祉法人
  - (6) 医療法人
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体
- 2 前項の規定にかかわらず、第3条の規定による申請をした団体が次の各号のいずれかに該 当する場合は、当該団体について、実施団体登録をしないものとする。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。)であるとき。
  - (2) その役員等のうちに暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者があるとき。
  - (3) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体であるとき。
  - (4) 市税等を滞納しているとき。

(実施団体登録の更新)

- 第6条 実施団体は、実施団体登録の更新を受けようとするときは、あらかじめ市長が指定した期日までに、市長に対し、実施団体登録の更新を申請しなければならない。
- 2 前3条の規定は、前項の規定による実施団体登録の更新について準用する。この場合において、第3条第1項中「通所型サービス事業を実施しようとする団体」とあるのは「実施団体の登録の更新を受けようとする実施団体」と、第4条第1項中「前条」とあるのは「第6条第2項の規定により読み替えて準用する前条」と、同条第4項中「登録の日から同日の属する年度の翌々年度の末日まで」とあるのは「従前の実施団体登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して3年」と、前条第2項中「第3条」とあるのは「第6条第2項の規定により読み替えて準用する第3条」と読み替えるものとする。

(登録内容の変更)

第7条 実施団体は、第3条(前条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の 規定による申請の内容に変更が生じたときは、速やかに、米子市通所型サービスB登録事項 変更届出書(別記様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(実施団体登録の取消し)

- 第8条 市長は、実施団体が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該実施団体に係る実施団体登録を取り消すことができる。
  - (1) 第5条第1項各号に掲げる団体に該当しなくなったとき。
  - (2) 第5条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
  - (3) その実施する通所型サービス事業の内容が、次条第1項に定める要件を満たさないと認められるとき。

(通所型サービス事業の実施)

- 第9条 実施団体が実施する通所型サービス事業は、次の要件を満たさなければならない。
  - (1) 通所型サービス事業を利用する者(以下「利用者」という。)の転倒及び骨折の予防、運動機能、口腔機能及び栄養の改善並びに認知症予防等の生活機能の改善を図ることを目的とした介護予防に資するプログラムを実施すること。
  - (2) 1か月に1回以上実施すること。
  - (3) 1回当たりおおむね90分以上実施すること。
- 2 通所型サービス事業の実施に伴い、利用者が負担する利用料の額については、実施団体が設定するものとする。

(留意事項)

- 第10条 実施団体は、通所型サービス事業を実施するに当たり、次に掲げる事項について留意するものとする。
  - (1) 利用者及びその家族の個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。)の適正な取扱いに努め、正当な理由なく、通所型サービス事業の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
  - (2) 地域包括支援センターと連携を図ること。
  - (3) チラシ、ポスター等により、地域の住民に対し、通所型サービス事業について周知するよう努めること。
  - (4) 通所型サービス事業の内容、利用料の額等を当該通所型サービス事業を実施する会場に 表示するなどの方法により、利用者が安心して当該通所型サービス事業を利用することが できるよう工夫すること。
  - (5) 傷害保険及び損害賠償保険に加入する等の方法により、利用者の事故に備えること。
  - (6) 事故の発生時には市長に報告するとともに、適切な対応を行うこと。
  - (7) 通所型サービス事業に従事する者及び利用者の清潔保持と健康状態の管理に留意すること。
  - (8) 茶菓等を提供する際には、衛生管理に留意すること。
  - (9) 継続利用要介護者の通所型サービス事業の利用に当たっては、その利用の状況が変化した場合(緊急時、状態変化時、長期にわたり利用の実態がない状況等の場合をいう。)の対応についてあらかじめ定めておくとともに、当該通所型サービス事業の利用を継続することの可否については、地域包括支援センターその他関係機関と連携を図り判断すること。(事業の休止又は廃止の届出及び便宜の提供)
- 第11条 実施団体は、通所型サービス事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その休

止又は廃止の日の1か月前までに、米子市通所型サービスB休止(廃止)届出書(別記様式 第6号)により市長へ届け出なければならない。

2 実施団体は、前項の規定により通所型サービス事業の休止又は廃止の届出をしたときは、 当該届出の日前1か月以内に当該通所型サービス事業を利用している者であって、当該通所 型サービス事業の休止又は廃止の日以後においても引き続き通所型サービス事業の利用を希 望するものに対し、必要な通所型サービス事業が継続的に提供されるよう、地域包括支援セ ンター、他の実施団体その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければなら ない。

(実地指導等)

第12条 市長は、実施団体が実施する通所型サービス事業が、介護予防サービスの一環としての水準が保たれていることを確認するため、当該実施団体に対し、適宜、実地において指導し、及び運営の状況を確認することができる。

附則

この要綱は、令和5年12月27日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年6月9日から施行し、この要綱による改正後の米子市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB実施要綱第9条の規定は、同日以後に実施する同要綱第1条に規定する通所型サービス事業について適用する。